

第58回松山野球拳おどり 野球拳おどり アレンジ曲の編曲及び認定基準

1. 編曲について

- ① 「野球拳」の主旋律部分を連続（12小節分）して、最低2回は入れてください。
※主旋律12小節分の譜面は別紙。
- ② その前後で、メロディー部分をばらして、アレンジするのは構いません。
- ③ テンポは、自由にして構いません。
- ④ 1曲の長さは、5分以内とします。
- ⑤ 歌詞を使用する場合は、野球拳の歌詞を使用することとし、1番から4番までの歌詞の中で適宜選んで使用してください。※「野球拳」以外の歌詞は使用しないでください。
- ⑥ 「野球拳」らしい編曲に努めて下さい。
- ⑦ 編曲にあたっては、野球拳の伝統的演奏及び日本のまつりをイメージしたいため、出来る限り和楽器を使用することが望まれます。
- ⑧ 松山野球拳おどり開催期間中の各会場で音楽を使用することに関わる権利処理は、各連の責任において執るものとするため、各連は、連内外問わず必要となるこれらの各種手続きを事前にお済ませください。著作権及びその他権利侵害による訴えがあった場合、すべて各連の責任となり実行委員会は一切関与しません。

2. アレンジ曲の認定及び提供について

- ① 実行委員会では、野球拳おどり曲の統一性や調和の観点から、別途アレンジ曲の審査委員会を設け「野球拳おどり地方曲（伴奏曲）」として認定します。
- ② アレンジ認定曲は、実行委員会提供の音響設備（固定音響）で演奏されることが予想されるので、この設備の機能等も考慮しながら認定します。
- ③ 実行委員会では、従来のアレンジ曲（「旧民謡調」「旧ロック調」）のほか、第37回から新たに次のようなアレンジ曲を提供しております。また、Baseball-Danceの楽曲も使用可能です。

「新ロック調」

「和風ロック調」

「新民謡調」

「本家野球拳(唄)」

「野球拳(唄)」

「野球拳サンバ調」(39回～)

「Baseball-Dance」(57回～) 等